

学校法人光華女子学園役員及び評議員報酬規程

平成 6 年 4 月 1 日 制定
改正 2019 年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人光華女子学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員（ただし、法人の教職員の身分を有する者を除く。以下、同じ。）の報酬等に関し必要事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 常勤役員の報酬月額は、次のとおりとする。なお、理事長の適用号俸は理事会が決定し、学園長及び学長の適用号俸は理事長が決定し、理事会へ報告するものとする。

1 理事長	国家公務員指定職俸給表	6~8 号俸
2 学園長		1~5 号俸
3 学長		4~6 号俸
4 副理事長		4 号俸
5 専務理事		2 号俸
6 常任理事		1 号俸
7 監事		300,000 円～600,000 円の範囲において理事長が決定する

2 非常勤役員の報酬年額は、次のとおりとする。

1 学園長	300,000 円～1,000,000 円の範囲において理事長が決定する
2 常任理事	300,000 円
3 理事	150,000 円
4 監事	300,000 円

3 前第 1 項にかかわらず、理事長は常勤役員の勤務日数や職務内容を勘案し、この報酬月額を減ずることができるものとし、その報酬月額については理事会へ報告するものとする。

4 評議員は無報酬とする。

(期末手当)

第 3 条 常勤役員に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、報酬月額に光華女子学園給与規程（以下「給与規程」という。）第 24 条に規定する支給率を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 4 条 常勤役員の通勤手当については、給与規程第 18 条を適用する。また非常勤役員及び評議員については原則として実費支給とする。

(報酬等の支給)

第 5 条 報酬の支給について、常勤役員には毎月 15 日、非常勤役員には年 2 回（6 月 30 日及び 12 月 10 日）支給する。ただし、その日が休日及び土曜日にあたるときは、その前日とする。

2 常勤役員の期末手当の支給について、年 2 回（6 月 30 日及び 12 月 10 日）支給する。ただし、その日が休日及び土曜日にあたるときは、その前日とする。

3 月の中途において就任又は退任した場合は、全額支給する。

4 通勤手当の支給について、常勤役員は給与規程第 18 条を適用する。また非常勤役員並びに評議員については、会議等の終了後速やかに支給する。

5 その他、この規程に定めのないことについては給与規程を準用する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会において審議・決定する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年10月1日から施行する。

学校法人光華女子学園役員及び評議員慶弔規程

2019年10月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人光華女子学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員（ただし、法人の教職員の身分を有する者を除く。以下、同じ。）の慶弔に関し必要事項を定めることを目的とする。

(慶事)

第2条 慶事については、次のとおりとする。

- (1) 役員の結婚祝儀は、学校法人光華女子学園として一律50,000円とする。
- (2) 役員及び評議員本人並びにその子弟の慶事について、学園の代表者として招待を受けた場合の祝儀は50,000円とする。
- (3) 特別の事情がある場合は、理事長が決定する。

(病気見舞)

第3条 役員及び評議員が病気のため入院等2週間に及んだ場合は、病気見舞金を贈る。見舞金の額については20,000円とする。

(災害見舞金)

第4条 役員及び評議員が火災、風水害等による被害を受けた場合は、理事長が災害見舞金の額を決定する。

(弔慰金)

第5条 弔慰金については、次のとおりとし、香典として贈る。

- (1) 役員またはその配偶者が死亡の場合は、香典50,000円を贈る。
- (2) 役員の子または父母が死亡の場合は、香典30,000円を贈る。
- (3) 評議員またはその配偶者が死亡の場合は、香典30,000円を贈る。
- (4) 評議員の子または父母が死亡の場合は、香典10,000円を贈る。

2 特別な功労があった者と認められ場合は、その都度理事長が決定する。

(学園葬)

第6条 現職の理事長が死亡したときは、学園葬を行う。

2 前項にかかわらず、特別な功労があった者と認められた場合は、その都度理事長が決定する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会において審議・決定する。

附 則

この規程は、2019年10月1日から施行する。

学校法人光華女子学園役員及び評議員旅費規程

2019年10月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人光華女子学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員（ただし、法人の教職員の身分を有する者を除く。以下、同じ。）が法人業務のため、国内出張若しくは国外出張をする場合の旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(出張の定義)

第2条 出張とは、法人に関する用務のため、理事長が命令、委嘱した出張をいう。

(旅費の支給)

第3条 前条の規定により出張した場合は、別表に定める旅費を支給する。

(旅費の種類)

第4条 出張旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、乗用車賃）、宿泊費、日当及び必要経費とする。

(出張旅費の精算及び支給)

第5条 出張旅費は、出張用務終了後1週間以内に清算請求し、支給を受けることを原則とする。ただし、必要に応じ出張前にその費用の概算払いの支給を受けることができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会において審議・決定する。

(細則の制定)

第7条 理事長は、この規程の運用について必要に応じ、細則を定めることができる。

附 則

この規程は、2019年10月1日から施行する。

別表

1. 国内出張

区分	鉄道運賃	航空運賃 船 賃	日 当	宿泊料
役員 評議員	実費 (特別車両料金含む)	実費	光華女子学園 旅費規程別表3	16,000円

※船賃及び航空運賃において、必要によってはビジネスクラス相当の実費とする。

※宿泊料において指定宿泊先の設定等があり、やむを得ず規定額を超える場合は実費を支給する。

※宿泊料は1泊2食(実費)の上限とする

2. 国外出張

区分	鉄道運賃	航空運賃 船 賃	日 当	宿泊料	支度料
役員 評議員	特急 (特別車両料金含む)	実費	光華女子学園 旅費規程別表3	24,000円	実費

※船賃及び航空運賃において、必要によってはビジネスクラス相当の実費とする。

※宿泊料において指定宿泊先の設定等があり、やむを得ず規定額を超える場合は実費を支給する。

※宿泊料は1泊2食(実費)の上限とする

※支度料：出入国に係る経費(査証・旅券交付申請、予防接種、入出国税等)の実費を支給する。

学校法人光華女子学園役員及び評議員受賞者等顕彰規程

2019年10月1日 制定

第1条 この規程は、学校法人光華女子学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員（ただし、法人の教職員の身分を有する者を除く。以下、同じ。）が叙勲、褒章及び都道府県、関係団体等からの表彰（以下、「賞」という。）を受けた場合の取り扱い事項を定めることを目的とする。

第2条 前条の規定する賞を受けた場合は、賞を受けた日又はその日の翌日以降の最初に開かれる理事会において、金品を贈りこれを顕彰する。

2 前項の金品の額は、次によるものとする。

- (1) 叙勲、褒章 100,000円
- (2) その他表彰 30,000円

第3条 前条の額は、特別の事由があると認められたときは、理事長が額を定め増額することができる。

第4条 第1条に規定する賞のほか、特別な表彰等の受賞者があった場合は、理事長が額を定め金品を贈ることができる。

第5条 この規程の改廃は、理事会において審議・決定する。

附 則

この規程は、2019年10月1日から施行する。

学校法人光華女子学園役員及び評議員退職金並びに退任慰労金規程

平成 6 年 4 月 1 日 制定
改正 2019 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人光華女子学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員（ただし、法人の教職員の身分を有する者を除く。以下、同じ。）の退職金並びに退任慰労金支給に関し必要事項を定めることを目的とする。

(退職金)

第 2 条 常勤役員に退職金を支給する。

- 2 非常勤役員及び評議員には退職金を支給しない。
- 3 退職金についての定めは、光華女子学園退職金規程（以下「退職金規程」という。）を準用する。

(退任慰労金)

第 3 条 常勤役員及び非常勤役員に退任慰労金を支給する。

- 2 評議員には退任慰労金を支給しない。
- 3 退任慰労金について、支給額を除きその他の定めは、光華女子学園退職金規程（以下「退職金規程」という。）を準用する。

(退任慰労金支給額)

第 4 条 常勤役員が任期満了などにより退任した場合の退任慰労金は、次に定める在職期間区分ごとの退任慰労金額を加算し支給する。

	役員在職期間	退任慰労金支給額	
1	21 年以上	本区分平均報酬月額	×2×
2	17 年以上 20 年以下		×1.5×
3	9 年以上 16 年以下		×1.2×
4	8 年以下		×1×

- 2 非常勤役員が任期満了などにより退任した場合の退任慰労金は、次のとおり支給する。

	役員在職期間	退任慰労金支給額
1	21 年以上	300,000 円
2	17 年以上 20 年以下	200,000 円
3	9 年以上 16 年以下	100,000 円
4	8 年以下	50,000 円

- 3 役員在職期間の端数月については常勤役員、非常勤役員とも 6 カ月未満は切り捨て、6 カ月以上は切り上げる。
- 4 前項にかかわらず、特別な功労があった者と認められた場合は、その都度理事長が決定し、理事会へ報告するものとする。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 10 月 1 日から施行する。

学校法人光華女子学園校長及び事務局長報酬規程

制定 2019年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人光華女子学園（以下「法人」という。）の校長及び事務局長の報酬等に関し必要事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 校長及び事務局長の報酬年額（期末手当、役職手当含む）は、次のとおりとする。なお、通勤手当については光華女子学園給与規程（以下「給与規程」という。）を準用し、その他の手当については支給しない。

1	学長	国家公務員指定職俸給表	4~6号俸
2	校長	10,000,000円	
3	園長	9,000,000円	
4	事務局長	10,000,000円	

※上記の年額については給与規程に定まる期末手当（2018年度の支給乗率を適用）を含んでおり、その支給乗率が変更されれば、変更後の支給乗率を適用し、報酬年額も変更される。

- 2 前第1項にかかわらず、理事長は校長、事務局長の職歴・業績や勤務日数、職務内容を勘案し、この報酬年額を20%の範囲で増減することができるものとする。
- 3 小学校、中学校、高等学校において、一人の校長が他の校長を兼任する場合の報酬年額は前第1項のとおりとし、小学校、中学校、高等学校全ての校長を兼任する場合の報酬年額11,000,000円（期末手当、役職手当含む）とする。
- 4 学長が70歳を超え、また学長を除く校長及び事務局長が光華女子学園教職員定年規程に定める定年を超えて再任用された場合の報酬年額（期末手当、役職手当含む）は、次のとおりとする。

1	学長	国家公務員指定職俸給表 4~6号俸×80%
2	校長	10,000,000円×80%
3	園長	9,000,000円×80%
4	事務局長	10,000,000円×80%

5 校長及び事務局長がその役職を外れた場合は、給与規程に定める給与を支給する。

6 その他、この規程に定めのないことについては給与規程を準用する。

(期末手当)

第3条 校長及び事務局長に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、報酬月額に光華女子学園給与規程（以下「給与規程」という。）第24条に規定する支給率を乗じて得た額とする。

3 前第2項にかかわらず理事長は経営状況等を勘案し、支給乗率を減ずることができるものとする。

(報酬等の支給)

第4条 報酬の支給について、給与規程を準用する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会において審議・決定する。

附 則

この規程は、2019年10月1日から施行する。